

帝京学園短期大学 学内試験規則

(目的)

第1条 この規則は、帝京学園短期大学学則（以下「学則」という。）第22条、第23条及びその他学内において実施される試験において、試験に係わる必要事項を定めて、学内試験を公正かつ円滑に実施することを目的とする。

(試験の実施期間)

第2条 定期試験の実施期間については、年度当初に教務担当が原案を作成し、教授会の意見を聴取したうえ学長に承認を求め、学業予定に定める。

- 2 追・再試験等に関しては、必要に応じて教務担当で原案を作成し、教授会の意見を聴取したうえ学長が決め、実施する。その他の試験についても同様とする。

(試験の方法)

第3条 試験は、次に掲げる各号のいずれかの方法によるものとする。（複数方法の併用を妨げない。）

- 一 筆記
- 二 実技
- 三 論文又はレポート
- 四 実習
- 五 実験
- 六 作品
- 七 その他（教科担当教員が許可したもの）

(試験時間割の作成)

第4条 教科（授業）担当教員は、定められた日時迄に、担当教科目の試験実施の有無、試験方法、その他必要事項について、所定の書類をもって教務担当に提出しなければならない。

- 2 試験問題の保管は教務担当のもとで行う。
- 3 試験の時間割は教務担当において作成し、試験期間開始日の7日前までに、学生に掲示発表する。
- 4 前条第2号以下による試験については、試験期間外での実施を妨げない。

(受験資格)

第5条 以下の各号のいずれかに該当する学生は、試験の受験を認めない。

- 一 欠席時数が当該科目の開講回数 $\frac{3}{1}$ を超える者（ただし、公欠は欠席時数には含めず、担当教員点呼開始後の入室は欠席時数に含むものとする。）

- 二 授業料等の納付を理由なくして怠っている者
 - 三 処分を受け停学中の者
 - 四 受験の際に学生証（仮学生証）の提示がない者
- 2 前項第1号に該当する者については、教授会で許可した場合のみ再試験として受験を認めるものとする。（補講は、教員の都合による授業回数不足を補う場合のみ実施する。）

（追・再試験の実施）

第6条 追・再試験は、あらかじめ定められた期間中に、教務担当と各科目教員の連携のもとに実施する。

（追試験の受験資格）

第7条 次の各号に掲げる理由のいずれにかに該当し、かつ定期試験を受験できなかった者は、所定の書類に必要事項を記入の上、事務室窓口にて手続きを完了した後、追試験を受験することができる。

号	受験できなかった理由	追試験の手続きに関する書類等
1	疾病	医師の「診断書」
2	交通機関の事故又は「気象警報発令時・交通機関不通時の対応について」に定める交通機関不通により受験できなかった時	関係機関の「事故証明書」、「遅延証明書」等
3	天災等の不慮の事故に遭遇した時	保護者、保証人等の証明書
4	2親等以内の忌引	忌引届
5	受入れ先の事由により保育実習、教育実習の実習期間と定期試験日が重複した場合	実習に関する公欠届
6	1～4号以外の理由で、教授会が正当と認めた場合	

- 2 上記以外の理由で定期試験を無断で欠席した場合は、追試験の受験は一切認めない。
- 3 追試験は、100点満点にて採点する。
- 4 追試験は、無料とする。

（再試験の受験資格）

第8条 定期試験を受けて不合格（評点59点以下）となり、かつ各科目担当教員が再試験を行う時は、所定の手続きを経て、再試験を受験することができる。

- 2 再試験の合格点は60点とする。
- 3 再試験は有料とし、受験料は1科目1000円とする。

(試験時の持込みの可否)

第9条 各科目担当教員は、試験時に教科書、ノート、電卓等の持込みを認める時は、試験問題用紙に表示しなければならない。

(試験の実施時間)

第10条 試験時間は、原則として1科目60分とする。

- 2 前項の規則にかかわらず、試験の時間割によらないで実施する試験及び実験、実技等については、各科目担当教員が教務担当と協議の上時間を定める。
- 3 試験開始5分前に集合することとする。止むを得ない理由のある場合のみ試験開始から30分以内の遅刻者を認め、受験することが出来る。
- 4 受験者は、試験開始から30分を経過するまでは退場することができない。ただし、急病等による止むを得ない理由による場合は、例外とする。

(試験監督)

第11条 試験の監督は、当該科目担当教員の他、本学の専任・特任及び非常勤の教員並びに本学職員によって行う。

- 2 試験会場における受験者への指示は、監督者が行い、受験者がその指示に従わない場合は、退場を命ずることができる。

(不正行為に対する処置)

第12条 試験監督は、試験時間中、不正行為とおぼしき行為が認められた時は、当該学生に対し警告を発し、不正行為の実行を阻止することに努める。

- 2 試験監督者は、試験時間中、不正行為を発見した場合、直ちに答案用紙及び証拠物件を押収し、受験を停止し、試験終了までその場に待機させる。試験終了後、直ちに当該学生を教務担当（試験本部）まで連れていく。
- 3 不正行為が認定された学生については、直ちに当該時間以後の受験を停止し、原則として、当該学期の履修科目全科目について採点しないものとする。
- 4 不正行為が認定された学生については、教務担当において処置の原案を作成し、教授会の意見を聴取したうえ、学長が処分を決定する。

(不正行為に対する処分)

第13条 試験において不正行為をなした学生の処分は、以下のとおりとする。

- 一 退学
- 二 停学
- 三 訓告
- 四 その他

(レポート、作品等の提出期限)

第 14 条 レポート、作品等の提出による試験において、各科目担当教員の指定する期日まで、又は試験時間割に提出期限を組み入れた場合はその時間までに未提出のときは、その試験を放棄したものとみなす。

(成績評価)

第 15 条 各科目の成績評価は、その科目を担当する教員が、授業、実習、試験、提出物等を考慮して行う。

- 2 成績評価は、学則第 23 条の規則に従い、その基準は以下のとおりとする。
- 3 前項の規則にかかわらず、再試験及び正当な理由なくして定期試験を欠席し、再試験扱いとなった場合の成績評価は、「C」又は「D」にあたる評点をくださいものとする。
- 4 成績の評点、評価には、学生の出席状況、受講態度を考慮することがある。

評 点	評 価	合 否
80 点以上	A	合格
70～79 点	B	合格
60～69 点	C	合格
59 点以下	D	不合格

(成績結果の報告)

第 16 条 各科目担当教員は、試験実施後、定められた日時迄に評点を教務担当に報告しなければならない。

- 2 レポート、作品、その他の方法により試験を実施した場合も同様とする。

(成績結果の学生への通知)

第 17 条 当該学期の単位取得及び成績結果については、教務担当より発表する。

(成績不良者への対応)

第 18 条 追・再試験においても不合格となった学生については、教授会において対応を検討するものとする。

- 2 成績不良者については、学則第 46 条第 4 項の規則により処分することがある。

(改 廢)

第 19 条 本規則の改廢については、教授会の意見を聴取したうえ、学長が決定する。

附 則

1. この規則は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

3. この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
4. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
5. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
6. この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
7. この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
8. この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。